

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京担当部会)

令和3年2月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000509 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000122 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 12 月 22 日の標準賞与額を 42 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 28 年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月

A 社の請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条該当) となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間の賞与に係る給与明細書により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記給与明細書により、請求期間に係る賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 42 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、請求期間の賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写しにより、平成 28 年 12 月 22 日とすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 12 月 22 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 10 月 16 日に提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 12 月 22 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000510号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000123号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月22日の標準賞与額を37万3,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成28年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月

A社の請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社及び請求者から提出された請求期間の賞与に係る給与明細書により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記給与明細書により、請求期間に係る賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から37万3,000円とすることが妥当である。

なお、請求期間の賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写しにより、平成28年12月22日とすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 12 月 22 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 10 月 16 日に提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 12 月 22 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000453号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000120号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年10月1日から昭和52年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が不合理なほど減額されている。請求
期間において給与が減額された事実はないため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者は、昭和51年5月1日にA社において厚生年金保険被保険
者資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額は16万円と記録されているものの、同年10月の
定時決定時の標準報酬月額は、資格取得時よりも低額な10万4,000円と記録されていること
が確認できる。

しかしながら、請求者から提出された昭和52年分給与所得の源泉徴収票により確認できる
社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる昭和52年1月から同年12月までの
期間に係る標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料並びに当該源泉徴収票の支
払金額を基に算出した雇用保険料の合計金額とほぼ一致することから、請求期間のうち、昭和
52年1月から同年6月までの期間に支給された給与から控除された厚生年金保険料について
は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと推認できる。

また、A社の事業主は既に亡くなっており、B社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生
年金保険料の控除について不明と回答しているところ、同社の担当者は、請求者に係る請求期
間当時の資料は保存していない旨陳述している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保
有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認するこ
とができない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控
除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、
請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて
いたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000501号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000121号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月25日から平成24年8月24日まで
② 平成18年12月25日

請求期間①については、定年退職後もA社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が平成18年12月25日と記録されている。

また、請求期間②については、平成18年12月25日に賞与の支払いがあったにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち平成18年12月25日から平成19年10月9日までの期間及び平成24年8月10日から同年8月24日までの期間については、A社の事業主は、請求者は平成18年12月24日に退職し、同年12月25日から平成19年10月9日までの期間は勤務しておらず、同年10月10日に当社に再就職した旨回答しているところ、同社から提出された請求者に係る「定時制乗務員労働契約書」によると、請求者の雇用期間の始期は「平成19年10月10日」と記載されており、同社から提出された請求者に係る「出勤状況照会」において当該期間に係る勤務実態が確認できず、請求者から提出された「退社処理」によると、「入社年月日 H13.12.25」、「退社年月日 H18.12.24」、「入社年月日 H19.10.10」及び「退社年月日 H24.08.09」と記載されていることから、請求者の平成18年12月25日から平成19年10月9日までの期間及び平成24年8月10日から同年8月24日までの期間における勤務が確認できない。

また、請求者から提出された給与振込口座通帳においても当該期間の給与の振込は確認できない。

さらに、請求期間①のうち、平成19年10月10日から平成24年8月9日までの期間については、上述のとおり「定時制乗務員労働契約書」において、雇用期間の始期が「平成19年10月10日」と記載されている上、「退社処理」により、請求者が当該期間にA社に勤務していたことは認められるものの、同社の総務担当者は、一般の乗務員は1か月12乗務であるが、請求者は定時制乗務員として、社会保険への加入義務が生じない乗務数で雇用していた旨回答しているところ、「定時制乗務員労働契約書」によると、請求者の勤務は1か月8乗務と記載されている上、「出勤状況照会」により確認できる各月の乗務数から判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしていることは確認できない上、平成23年12月23日から平成24年8月9日までの期間については、請求者が70歳に到達した日以降の期間である。

加えて、請求者から提出された平成19年分から平成24年分までの所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除額は介護保険料が主であり、請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、給与振込口座に平成18年12月25日付けで給与として2回（4万円及び26万968円）振り込まれていることから、そのうちの1回（4万円）は賞与の旨である旨主張している。

しかしながら、上記1のとおり、平成18年12月25日から平成19年10月10日までの期間に係る請求者のA社における勤務実態が確認できず、請求期間②については請求者の同社における厚生年金保険の資格喪失年月日である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。